| | | |
|---|---|---|
| | | 欠損金額に限るものとし、前項 | 欠損金額等（同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた前項 |
| | | 損金の額 | 損金の額又は個別帰属損金額 |
| | | 除く。以下この項において「未処理欠損金額」という | 除く。）をいう。以下この項において同じ |
| | | 前項の規定の適用 | 同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項の規定の適用 |
| | | 未処理欠損金額（当該 | 未処理欠損金額等（当該 |
| | | 当該未処理欠損金額 | 当該未処理欠損金額等 |
| | | 金額） | 金額。以下この項において同じ。）（被合併法人等欠損金額に限る。） |
| | | 未処理欠損金額については | 未処理欠損金額等（被合併法人等欠損金額に限る。）については |
| | | 生じた欠損金額とみなす | 生じた欠損金額とみなし、当該前九年内事業年度において生じた未処理欠損金額等（被合併法人等個別欠損金額に限る。）は、それぞれ当該未処理欠損金額等の生じた前九年内事業年度開始の日の属する当該内国法人の各事業年度（当該内国法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の当該前九年内事業年度において生じた未処理欠損金額等（被合併法人等個別欠損金額に限る。）については、当該合併等事業年度の前事業年度）において生じた個別欠損金額とみなす |
| 法人税法第五十七条第三項 | 前項に | 地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項に | |
| | 未処理欠損金額 | 未処理欠損金額等 | |
| | 掲げる欠損金額 | 掲げる欠損金額等 | |
| 法人税法第五十七条第三項第一号 | 欠損金額 | 欠損金額等 | |
| | 第一項 | 地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた第一項 | |
| | 損金の額 | 損金の額又は個別帰属損金額 | |
| 法人税法第五十七条第三項第二号 | 欠損金額 | 欠損金額等 | |
| 法人税法第五十七条第四項 | 第一項の規定の適用 | 地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項の規定の適用 | |
| | 同項に規定する欠損金額（第二項又は第六項の規定に | 欠損金額等 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | より当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含み、この項、次項又は第九項の規定によりないものとされたものを除く。以下この項及び次項において同じ。） |
| | | 掲げる欠損金額 | 掲げる欠損金額等 |
| 法人税法第五十七条第四項第一号 | | 欠損金額（第一項 | 欠損金額等（地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた第一項 |
| | | 損金の額 | 損金の額又は個別帰属損金額 |
| 法人税法第五十七条第四項第二号 | | 欠損金額 | 欠損金額等 |
| 法人税法第五十七条第五項 | | 第五十九条第一項 | 地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十九条第一項 |
| | | 第一項の規定 | 同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項の規定 |
| 法人税法第五十七条第十項 | | 第一項の規定は | 地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項の規定は |
| | | 欠損金額（第二項又は第六項 | 個別欠損金額（同条第二項の規定により読み替えられた第二項 |
| | | 内国法人の欠損金額 | 内国法人の個別欠損金額 |
| | | 第一項の規定を | 同条第二項の規定により読み替えられた第一項の規定を |
| | | 第二項の合併等事業年度又は第六項の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度 | 第二項の合併等事業年度 |
| 法人税法第五十七条第十一項 | | 同項ただし書の規定 | 地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項ただし書の規定 |
| 法人税法第五十七条の二第一項 | 生じた欠損金額 | 生じた個別欠損金額等 | |
| | 前条第二項又は第六項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含むものとし、同条第一項 | 個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）又は欠損金額（同令第二十条の三第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項 | |